

新旧対照表

浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領

現行	改正後（案）
浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領 令和 3 年 1 月 20 日 市長決裁 （最低制限価格） 第 3 条 「最低制限価格」とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいい、予定価格に次の各号により定める割合を乗じて得た額とする。なお、当該割合を乗じて得た額に「1.000」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。 （不調等の措置） 第 5 条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者がいないときは、改めて入札をする。	浦浦添市建設工事等に係る最低制限価格取扱要領 令和 3 年 1 月 20 日 市長決裁 （最低制限価格） 第 3 条 「最低制限価格」とは、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいい、予定価格に次の各号により定める割合を乗じて得た額とする。なお、当該割合を乗じて得た額を最低制限基本価格とし「1.000」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。 （不調等の措置） 第 5 条 予定価格の制限の範囲内の価格且つ抽選により決定した最低制限価格以上の範囲内に有効な申込みをした者がいないときは、最低制限基本価格を最低制限価格とすることができる。 2 予定価格の制限の範囲内の価格且つ最低制限基本価格以上の価格をもって有効な申込みをした者がいないときは、改めて入札をする。